

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和6年度第1回 総会)

1. 開催日時： 令和6年4月26日(金) 午後1時30分 ~ 午後1時35分
その他を含めると午後2時04分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 1階大会議室②

3. 出欠委員：

	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男	○	
	2番	岩崎 憲二		○
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸	○	
	7番	正岡 裕二		○
	8番	山本 孝志	○	
	合計		13人	2人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(1件)
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明
事務局(書記) 佐竹 和代

6. 議事参与の制限：

該当無し

議長 それでは令和6年度の第1回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。

議長 出席委員は15名中13名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。1番、政岡妙委員さん。2番、岩本 隼夫委員さん。よろしく申し上げます。

議長 議案に入りたいと思います。第1号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。

下元 和恵委員 はい、現地は譲渡人二人の畑が1つになっており、譲受人の祖母が耕作していましたが現在は休耕地です。隣は宅地、すぐ前が道なので周辺の他の農地に影響はなさそうです。特に問題はないと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第1号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第1号議案は許可されました。

議長 以上をもちまして、令和6年度第1回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員

署名欄

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

地区の水路、農道の保全管理について

その他 2

事務局からの諸連絡等

地域計画アンケートについて

活動記録簿について

来月の総会日程の確認

農地法第 5 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 6年 5月 28日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請者の住所等	譲渡人 ()					(氏名)	外 名	
	譲受人 ()					(氏名)	外 名	
申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町						
	地目別面積	田	m ²	畑	440 m ²	採草放牧地	m ² その他 m ²	
	10a当り平均収穫高	田	kg	畑	kg	採草放牧地	kg その他	
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域						
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)	宅地(一般住宅)						
	工事計画	着工予定日	許可日		完了予定日	永久年間		
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分	第1種農地						
	許可基準に定める農地の区分の該当事項	審査基準第2の1の(1)のイの(ア)のa						
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)	申請地は、10ha以上の集団の農地であるが、山に囲まれた集落に接続する農地で、農業振興地域内にあるが、農用地ではない。営農条件は悪い。転用目的を達成するための代替の農地はない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる営農条件への影響はきわめて低い。						
	転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合	甲種農地	第1種農地	その他	計	採草放牧地	その他	
		面積	440	m ²	440.00	m ²		
		割合	100	%	100	%		
	検 査 事 項	意 見		意見決定の理由				
	1 農地の区分と転用目的	申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理	適 当	不 適 当	公共投資がされてい			
	2 資力及び信用		適 当	不 適 当	ない生産性の低い農地と認められる。			
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		あ り	な し	事業計画に対して、問題は認められない。			
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実	計画は具体的である。			
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		確 実	不 確 実	不確実の指導を受けていない。				
6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実	事業内容に対して、妥当といえる。				
7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当					
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適 当	不 適 当					
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り					
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当					
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了	隣に住宅があり、隣接土地所有者の同意もあるため支障はない。				
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業実施者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産		
	該当なし							
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外 (告示 昭和 50年 2月 28日)				
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類		決定なし				
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外 (告示 昭和 46年 3月 31日)				
	農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外 (決定 資料なく公告日不明)				
総合意見	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。							
許可が相当と認められる場合に付すべき条件	特になし							
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有		無		(答申日 令和 6年 5月 28日)			
意見の概要	許可相当							